

20川監公第9号

平成20年8月11日

定期監査等の結果の報告に基づく措置について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成20年1月10日付け20川監公第1号で公表した定期監査及び平成19年12月10日付け19川監公第18号で公表した財政援助団体等監査の結果の報告に基づき、川崎市長から措置を講じた旨通知がありましたので、次のとおり公表します。

川崎市監査委員 鹿川 隆

同 奥宮 京子

同 岩崎 善幸

同 宮原 春夫

20川総行革第64号
平成20年7月16日

川崎市監査委員 鹿川 隆 様
同 奥宮 京子 様
同 岩崎 善幸 様
同 宮原 春夫 様

川崎市長 阿部 孝夫

監査の結果の報告に基づく措置について（通知）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項により、平成20年1月10日付け20川監報第1号で報告のありました定期監査の結果について、次のとおり措置を講じましたので通知します。

平成19年度定期監査結果に対する措置状況

1 看護師等修学資金に係る事務を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

看護師等修学資金の交付について、条例施行規則では市長が特別の理由があると認めるとき以外は、四半期ごとの交付とされているにもかかわらず、第1と第2の2四半期分をまとめて交付していた。

修学生の利益を保護するため、修学資金の貸与に当たっては、規則の規定により、事務を適正に行われたい。

また、返還事務についても条例の規定どおり事務を適正に行われたい。

(健康福祉局保健医療部地域医療課)

[措置内容]

川崎市看護師等修学資金貸与条例施行規則の規定で申請書の提出期限が4月末日までとなっており、各期の初月に交付するという規定と矛盾していることから、規則の変更を視野に入れて検討を進めてまいります。

また、修学生の申請書類を取りまとめている看護師養成所の一部に事務処理の遅延があったことから、養成所に対して期日厳守を指導するとともに、平成20年度の交付については第2四半期から適性に行われるよう処理を進めてまいります。

返還事務についても、被貸与者に返還事由が発生した場合、本人の届出が遅延すると適正処理ができなくなるため、修学資金申請時に届出を確実にするよう看護師養成所が実施する修学資金説明会にて本市の川崎市看護師等修学資金貸与条例施行規則を配布するなど注意喚起を行い、適正な処理が行われるよう努めました。

2 医薬品の出納手続を適正に行うべきもの

[指摘の要旨]

医薬品については、出納手続及び消耗品出納簿への登載を省略することはできないにもかかわらず、地域医療課の医薬品の消耗品出納簿には前年度以降、受入及び払出がすべて出納処理されていなかった。

物品の出納は、川崎市物品会計規則及び施行細則に基づいて適正に行われたい。

(健康福祉局保健医療部地域医療課)

[措置内容]

医薬品の出納手続については、事務引継が徹底されていなかったことから、平成20年度より川崎市物品会計規則及び施行細則に則り、出納手続及び消耗品出納簿への登載を行い、適正な事務処理に努めてまいります。